

令和8年度直接検定のご案内

1 検定に係る警備業務の種別及び級並びに実施期日及び定員

(1) 学科試験

警備業務の種別及び級	実 施 期 日	定 員
施設警備業務 1 級	令和8年11月17日（火）午前9時 30分から午前11時まで 集合時間は、午前9時とする。	各5人
施設警備業務 2 級		
雑踏警備業務 1 級		
雑踏警備業務 2 級		
交通誘導警備業務 1 級		
交通誘導警備業務 2 級		
貴重品運搬警備業務 1 級		
貴重品運搬警備業務 2 級		

(2) 実技試験

警備業務の種別及び級	実 施 期 日	定 員
交通誘導警備業務 1 級	令和8年12月18日（金）午前9時 30分から午前11時30分まで 集合時間は、午前9時とする。	
交通誘導警備業務 2 級		

貴重品運搬警備業務 1 級	令和 8 年 1 2 月 1 8 日（金）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで 集合時間は、午後 1 時とする。	学科試験 合格者に 対して実 施する。
貴重品運搬警備業務 2 級		
施設警備業務 1 級	令和 8 年 1 2 月 2 2 日（火）午前 9 時 3 0 分から午前 1 1 時 3 0 分まで 集合時間は、午前 9 時とする。	
施設警備業務 2 級		
雑踏警備業務 1 級	令和 8 年 1 2 月 2 2 日（火）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで 集合時間は、午後 1 時とする。	
雑踏警備業務 2 級		

2 実施場所

(1) 学科試験

奈良市登大路町 8 0 番地

奈良県警察本部

(2) 実技試験

奈良市柏木町 1 1 9 番地の 2

奈良県警察本部第二庁舎

3 検定対象者

(1) 1 級の検定

奈良県内に住所を有する者又は奈良県内の営業所に属する警備員であって、検定の申請を行う日において、次のいずれかに該当するもの

ア 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（検定を受けようとする警備業務の種別に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る法第 2 3 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 奈良県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める

者であって、規則第4条に規定する1級の検定（検定を受けようとする警備業務の種別に係るものに限る。）の受検資格を有することを認定する書類（以下「1級検定受検資格認定書」という。）の交付を受けたもの

(2) 2級の検定

奈良県内に住所を有する者又は奈良県内の営業所に属する警備員

4 検定申請手続

(1) 検定の申請の事前申出

検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）は、令和8年9月28日（月）から同年10月2日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「警察本部生活安全企画課」という。）に対し、電話による事前申出を行い、予約番号を取得すること。

なお、この申出は、検定申請者本人による先着順とし、定員になり次第受付を終了する。

また、e - G o vを利用した電子申請により検定の申請を行う場合であっても、あらかじめ電話による事前申出を行い、予約番号を取得すること。

(2) 検定の申請

ア 申請期間

令和8年10月6日（火）から同月9日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ただし、e - G o vを利用した電子申請により検定の申請を行う場合は、上記申請期間内であれば、時間を問わず申請を行うことができる。

イ 申請場所

(ア) 奈良県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署（田原本警察庁舎、宇陀警察庁舎、御所警察庁舎、十津川警察庁舎及びさくら警察庁舎を含む。以下同じ。）の生活安全課（係）

(イ) 奈良県内の営業所に属する警備員

その属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

ウ 提出書類

次の書類を検定申請者本人又はその代理人がイの場所に直接持参して検定の申

請を行うこと。この場合において、(1)により取得した予約番号を受付担当者に申し出ること。

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 写真 2葉

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

(ウ) 奈良県内に住所を有することを疎明する書面又は奈良県内の営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

(エ) 3の(1)のアに該当する者にあつては、次の書面のうち該当するもの

a 3の(1)のアに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 各1通

b 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1通

(オ) 代理人が検定の申請を行う場合にあつては、検定申請者本人の委任状 1通

5 検定手数料

次に掲げる検定に係る警備業務の種別及び級に応じて、それぞれ次に定める金額を検定の申請のときに奈良県収入証紙で納付すること。

なお、申請をした検定を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

(1) 施設警備業務1級 16,000円

(2) 施設警備業務2級 16,000円

(3) 雑踏警備業務1級 13,000円

(4) 雑踏警備業務2級 13,000円

(5) 交通誘導警備業務1級 14,000円

(6) 交通誘導警備業務2級 14,000円

(7) 貴重品運搬警備業務1級 16,000円

(8) 貴重品運搬警備業務1級 16,000円

6 検定の方法

学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験

に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

7 その他

(1) 1級検定受検資格認定手続

ア 3の(1)のイの認定を受けようとする者は、令和8年8月31日（月）から同年9月4日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、警察本部生活安全企画課に認定の申請を行うこと。

イ 提出書類等については、事前に警察本部生活安全企画課まで電話により問い合わせること。

(2) 問合せ先

ア 奈良県内の警察署生活安全課（係）

イ 警察本部生活安全企画課

電話番号（代表） 0742-23-0110 内線3043